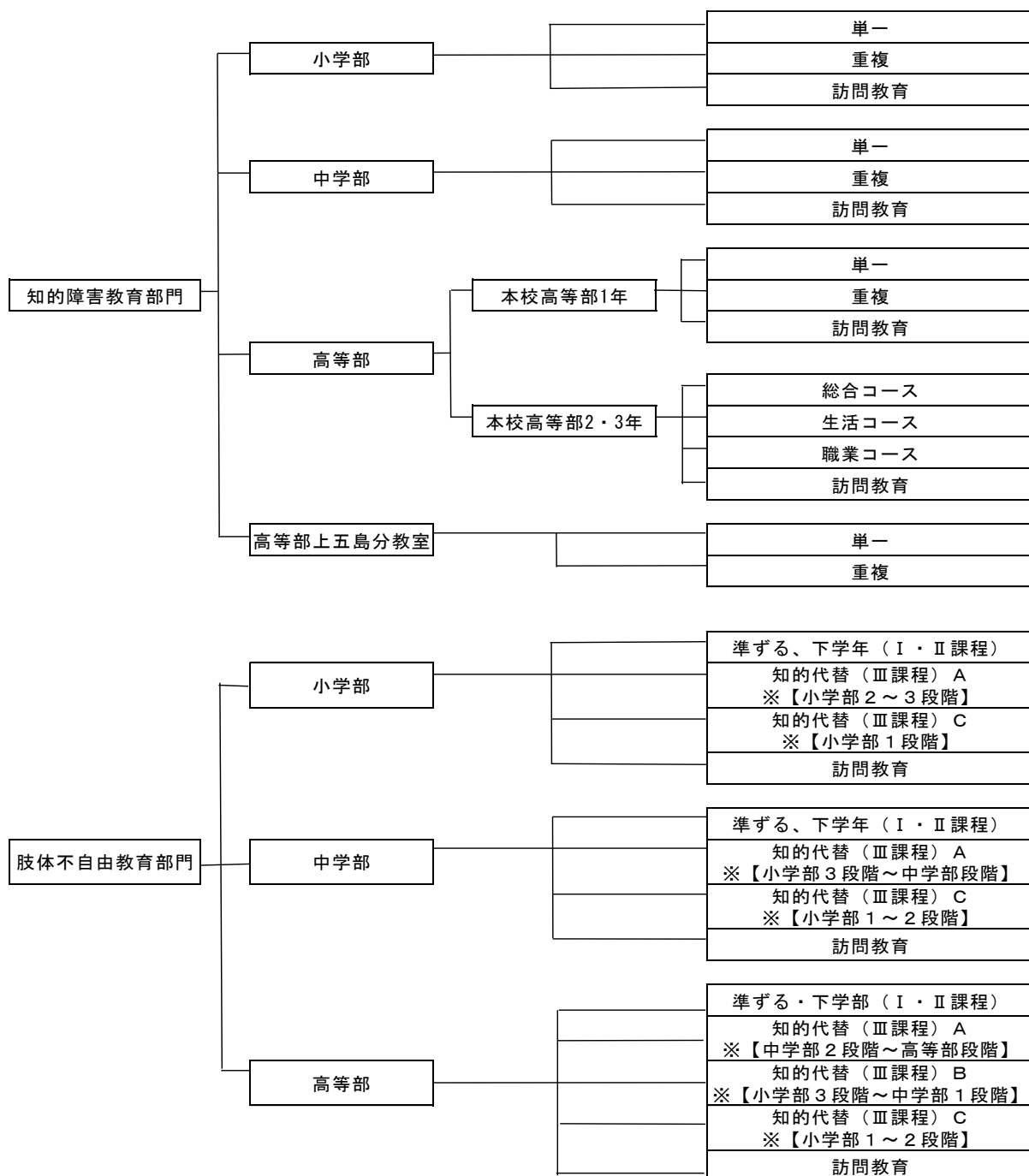


教育課程及び教育活動

I 教育課程編成の基本方針

- ①国・県の教育基本方針や学習指導要領等を踏まえた学校教育目標の実現のために、知的障害及び肢体不自由のある児童生徒の教育的ニーズや実態に即して、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力を系統的に育むことを目指した教育課程を編成する。
- ②生涯を通じて豊かに生活するために必要な、「生きる力」の育成を目指した教育課程を編成する。
- ③「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、本校教育の営みを家庭や地域社会と共有、協働し「より良い未来の共生社会を創る」という理念を踏まえた教育課程を編成する。

2 教育課程の類型



※知的障害特別支援学校学習指導要領の
各教科の目標の主な段階